

令和3年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和3年11月12日(金) 9:30～11:42
- 2 場 所 キャッスルきさい(埼玉県加須市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、木幡教育総務課長、平岩総務課長、横山復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、佐藤支援員(12人)

4 町民出席者 44人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、来年6月以降に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指して、来年年明けに実施を予定している準備宿泊について町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点については、昨年10月に産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」がオープンし、また134室が整備されたビジネスホテルも開業したところであり、県内外から多数の方が訪れている。同拠点内に立地する企業については、現在20件、25社との立地協定を締結している。(うち町内事業者は7件7社)

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年秋頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅30戸、集合住宅56戸を県が代行して整備し、帰還環境整備を進めている。まず、令和4年10月頃に25戸の入居開始を目指している。整備状況については、広報紙や町公式ホームページ等で随時発信していく。

3) 役場仮設庁舎については、現在いわき事務所で行っている業務の大部分を双葉町内に戻し、来年8月末頃を目標に業務を開始する予定。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・解体については、特定復興再生拠点区域内全域での建物解体が進んでいる。特定復興再生拠点区域外についても引き続き帰還を希望する町民の皆さまが全員帰還できるように国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の営農再開の取り組みについては、羽鳥地区をはじめ他3地区において農家の皆さまのご協力のもと、再び荒廃することがないように保全管理が行われているところであり感謝に堪えない。令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンを更新し、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業基盤の整備に取り組んでいる。

特定復興再生拠点区域内の農地除染の進捗率は、令和3年7月末現在93%となっ

ている

○中間貯蔵施設への搬入状況について

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌は今年 8 月末までに 1158.9 万 m³が輸送されている。福島県内の仮置き場については、1,373 カ所あったうち 1,210 カ所の搬出が完了した。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和 4 年 3 月 31 日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明（住民生活課長）

○ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）について

7 懇談概要

（町民：男性）

下長塚では、保全管理組合を作って、農地を既存のものや新しいトラクターを買って管理している。この補助金もあと 3 年で終わりなのか。農地の荒廃を防ぐため、引続き継続して交付していただきたい。福島再生加速化交付金を利用したほ場整備について、町から土地所有者へ説明いただき、農地の構造改善を進めていただきたい。

（伊澤町長）

農地の構造改善については、地主の了承を得ないと進められないため、そのところをご理解いただきたいと思います。

（相楽農業振興課長）

保全管理組合の補助制度については、避難指示解除後 3 年間は原則交付されるとなっています。当町の場合、諸条件が異なっているため、令和 7 年度以降も事業の継続を要望していきたいと考えています。また、ほ場整備につきましては、所有者の意向を聞きながら行っていかなくてはならないので、進みは遅くなりますが今後も所有者の意向を聞きながら進めてまいります。

（町民：男性）

参考までに、構造改善の意向が下羽鳥・長塚地区 78%、100%にならないとこの地区は出きない。下長塚地区で 6 号線からなる地区では 1 回目の同意が 68%くらいだった。参考までに。よろしく申し上げます。

（町民：男性）

準備宿泊について、震災時、築3年の家でどこも壊れていなかった。町の広報に入っていた業者に修繕の相談をしたら、「生活できるようになるかは不透明です。できるようになったとしても1,000万円はかかる」と言われた。町の清掃費用だけでは足りず、個人で修復するのは難しい。その辺はどのように考えているのか。

(伊澤町長)

町として、先行解除している自治体がどのような支援を行っているかを調べ検討させていただいて、皆様のご意向に添った取り組みをさせていただきます。

(町民：女性)

タブレットの修理を躊躇して、使えない状態のままにしている人がいる。町でどのように対応してもらえるのか。

(橋本秘書広報課長)

今お使いの機種が、平成29年に配備させていただいた物で、メーカーでの修理も終了しており、修理ではなく在庫品と交換になります。交換の日数はいただきますが、全く使えないということはないのでご了承ください。

(町民：女性)

交換にも手間がかかるし、時間もかかる。町として考えていただきたい。

(橋本秘書広報課長)

速やかに交換できるよう努力したいと思います。

(町民：男性)

放射能の心配があるが、それでも復興と言えるのか。20倍の放射能で戻るのか。避難指示解除によって失う既得権益についてどう思っているのか。

(伊澤町長)

放射線の問題が一番大きいと思われまます。平成29年5月に法律が改正されました。帰還困難区域であっても放射線の低減、生活をするためのインフラの整備が出来るのであれば、特定復興再生拠点区域に認定して町民が戻れる整備をしますというのが改正内容です。双葉町は平成29年7月に申請、9月に内閣総理大臣に認定を受けて、来年が5年目で、そのような取り組みになっています。まずは、戻らなくてはならないとか戻りたいという考えとは少し違いまして、戻りたい方が戻れる環境を作ることが一番ではないかと思っております。戻りたい方が戻った時に放射線の影響があってはならないということで、住民生活課長の方から、除染の徹底ということで話をさせていただいた。まだ、戻るか判断がつかない、現状では戻れないという方は、もう少しお待ちいただく様になる。それでも戻りたいという方が戻れるような整備を行政としてやっていきます。特に放射線に関して、双葉駅脇に設置してありますモニタリングポストで0.2~0.3μSV/毎時、駅西地区23haに

ついても近い数値ということで、極端に高い数値・線量ではないと確認しています。特定復興再生拠点内でも線量の高い場所については、フォローアップ除染をして線量を低減させる取り組みを行っています。拠点内全体では1mSV/毎時は間違いなく切っていると思えますし、戻って生活をするのなら低い方が良く決まっていますから、駅西地区に関しては目標の年間1、空間線量で0.2~0.3μSV/毎時を下回るような整備をしていきます。戻れるのかではなく、戻りたいという方に戻っていただくように最初から話をさせていただいていますし、そのように認識していただければと思います。

既得権益の件ですが、全体は把握しきれていないので1つ、住民票の問題があります。自宅を解体したら、住民票が無くなるのではないかと心配される方が前日の会場でもおられました。現状では、町民の皆さまが住民票を双葉町に置きたいとの意思がある限りは住民票を双葉町に置くことは出来ます。「自宅を解体したら住民票を移さなくてはならない」という話がひとり歩きしています。その様な事はありませんので、住民票の異動は皆さまの判断に委ねられていますので、ご理解いただければと思います。

医療費の減免と高速道路の無料化。これはいずれ必ず無くなります。ですが、今ではないと思っています。特に医療費の減免について新聞等で報道されていますが、これは何年か前から国の人たちに言っているのですが「いずれ医療費にしても高速道路無料にしてもカットされるのは分かっている。だけど公平公正なやり方でやっていただきたい。避難指示解除になって10年になるが、医療費の減免、高速道路無料化になっているところがあります。これを一斉に無くすとそれは公平公正に欠ける。段階的にやっていただかないと納得できない話になる」と。双葉町はまだ誰も戻っていないし、誰も住んでいません。その考えからすれば、まだ終了の時期ではないと思っています。今、国が進めようとしているのは、平成27年、28年までに解除した自治体を一括りにしてその制度の廃止に向けての取り組みと理解しているのですが、それもどうかとは思っていますが、その自治体の皆さんが納得するのであれば我々がどうこう言うことは出来ません。私が言っているのは双葉町では全然違いますから、まだこれからの状況なのに、「はいそうですか」とはいきません。公平性を保った制度の運用をしていただきたいと国には申し入れしてあります。まだまだ、避難生活が続いている双葉町に関しては、復興がスタートしたのではなく戻ってからがスタートですから、復興したとは考えておりません。そういったことで取り組んでいきますのでよろしくお願いします。

(町民：男性)

準備宿泊を進めていると説明したが、どのくらい戻ることか。ほんの一部の人間のためだけに色々な公共施設を造ったり箱ものを建てたり、今後の維持管理にお金を費やすのはいかなものか。

解除され税金が発生した場合、仕事がないので払えない、滞納します。子どもがどうに

かすると思うが、その辺はどう考えているのか。

(伊澤町長)

戻られる方が多いとか少ないとかの話ではなく、双葉町の存続に関わることだと思っています。少数でも戻られて双葉町を復興させる方のために、安心して住んでいただくための整備をしています。双葉町が存続できなければ、住民票も今住んでいるところに移さなくてはなりません。そのことも頭に入れておいていただきたいと思います。

あとは、働けないとのことでしたが、歳をとればいつかは働けなくなります。それは分かりますが、国民として働いて、税金を納める義務があります。今は、特例になっていますが、誰が考えてもいつかは元に戻ります。今からそのことは覚悟しておかないと大変なことになります。10年が経っていますので、それぞれが将来の自分たちの生活について、考えていかななくてはならない時期に来ているのではないかと考えています。政府として、町として出来ることには限界があります。自分のことは自分でしていただくような生活環境を町民の皆さまにも考えていただく時期に来ているのではないかと考えています。

(町民：男性)

強制的に無職にさせられているのだから、あてはまる場合とあてはまらない場合がある。それと、土地の価格がゼロなのに課税するのか。

(伊澤町長)

国から避難指示が出て、11年も避難させられているのだから、生活支援の政策があってもいいのではないかということですが、全くそのとおりだと思います。特に賠償に関しては、原賠審の3代目会長が町内に視察に来られました。町としていつも申しているのは、町民の皆さまが納得して賠償を受けているのではないのですよと、あくまで最低ラインですよと申ししています。今のラインが標準となっていることがおかしいと、避難している人たちの状況がそれぞれ違います。避難指示が解除されていない双葉町ですから、当然賠償の考え方からみても、みんな一律というのはおかしい。そこは新しい会長にもお話をさせていただいておりますが、なかなかそこに関して前向きな回答が得られておりません。町として把握しておりますので、国・東電には引き続き申し入れしていきます。

(中里戸籍税務課長)

現在、帰還困難区域につきましては評価額がゼロです。ゼロの土地に課税はできませんが、解除され土地の利用が出来るなどすれば、評価額はつきますので、課税することになります。

(町民：男性)

NHKの受信料ですが、双葉町で浜野地区を避難指示を解除したタイミングで受信料の支払いが生じている。双葉に戻るタイミングも無料処置を受けている人たちと同じタイミングになると思う。解除されても住める状況ではないのに、受信料がかかるのは不公平で

はないか。

(伊澤町長)

他の自治体も同じようなタイミングで受信料がかかっていると聞いています。他の地区の町民より少し早いタイミングで受信料がかかってしまっているのは残念ですが、そのような制度となっていますのでご理解いただきたい。

(町民：男性)

私が言いたいのは、解除されても戻れない場所なのに受信料が掛かるのはどうなんでしょうかとことです。うちの土地は町にも提供しました。土地が欲しい時は都合よく言って、いらなくなったら見捨てるということか。

(伊澤町長)

町民を見捨てるという考えは持っていません。浜野地区の皆さんの協力があって、復興祈念公園や防潮堤、双葉町復興産業拠点に協力いただいた皆さんの意向を確認して町の方向性、皆さんの犠牲の上に町の復興が進んでいる。このため、双葉に戻っても元の家場所に戻れない人たちのために駅西に復興住宅を造っています。もし双葉に戻って生活したい希望があれば、ぜひ駅西の住宅に住んで双葉の復興のために頑張りましょうということです。その辺はご理解いただきたい。

(町民：男性)

双葉町はハザードマップという津波対策の地図を作りました。私はその時の町長でした。その時の資料は、福島県から提供された資料で、浜野地区で3.3mの津波想定でした。実際は15.7mなので非常に低い想定でした。その資料を基に、ハザードマップを作りました。津波被災者は被害者です。これは人災でした。立場上言っておかないといけないと思い、言わせていただきました。

(町民：男性)

元気農園という活動をさせていただいてまして、親睦を図ったり、情報交換したりなど、大変役に立っています。先日もNHK（Eテレ）にも取り上げられたところですが、今後も活動を続けていくために補助金の継続をお願いします。

(相楽農業振興課長)

元気農園については、今年も補助金を交付させていただきました。今ほどご要望を頂きましたので予算要求時期でありますし、引き続き予算計上等を検討させていただきます。

(町民：男性)

平成22年度以前は、毎年原子力防災訓練を行っておりました。平成22年度は福島県主催の双葉町会場で防災訓練を行いました。国が作った原子力対策マニュアルに基づいて

保安院の指揮の下、福島県知事が行った防災訓練です。しかし、今回の事故において防災訓練に基づいた事故の対応は一切行っていない。防災訓練で1番重要視されていたのは合同対策協議会です。そこには浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、そしてオブザーバーとして檜葉町、広野町が入って、その場で事故対応、いわゆる避難やヨウ素剤の問題や避難解除等すべてを決めることになっていた。ところが今回の事故においては、常駐しているはずの原子力保安院（当時）の保安検査官が12日の早朝、町民より先に退避していた。もっと悪質なのは、東京電力の社員は11日の夜に家族とともに双葉から姿を消していた。菅直人元総理にいろいろ指示されていたが、本当は大熊町のオフサイトセンターで協議しなければならない会議を無視されていた。情報を一切止められていた。12日の午前9時以降放射能は出ていた。実際は、11日の17時に官邸から防衛相に対して放射能漏れとFAXが届いていた。しかし、双葉町には来ていなかった。ずっと来ていない。ベントの情報も爆発するような深刻な情報も来ていなかった。全部止められていた。そのような中で、正常な事故対応がされていない。したがって、避難指示解除するとかしないとかは合同対策協議会の場で決めなくてはならない。原災法第23条にも書かれている。これを重要視していただきたい。そして内閣府、被災者生活支援チームとはこのマニュアルにも原災法にもどこにもありません。にわかにならしたインチキな団体が20mSVでどうのこうのと言っていますが、事故前にそのような数値はなかった。事故前にあった数値はあくまでも1mSVだけでした。もう一つ、今裁判で言われているのは、賠償金を払いすぎだと東電が言っている。「戻してもらわない」と言っている。平成20年には津波対策が不可避だと言っておいて、今さら賠償金は払いすぎだと言っている。そういうところも町の執行部として調べていただいて、避難解除が合法的なのか、もう一度冷静になって調べていただきたいと思います。今すぐに回答は無理でしょうから、意見書を出していますので、間違っていたならいつでも訂正しますので、ここはひとつ町民のために冷静になって考えて町政に活かしていただきたい。

（伊澤町長）

原災法23条をよく私も調べさせていただいて、今ご指摘あったことをしっかり検討していきたいと思います。東電が我々被災した住民に対して賠償金払いすぎだと、実は言っているのは東電だけではないのです。原賠審でも言われました。2代目の会長鎌田会長が「原賠審の中でそのような声が出ています」と双葉町の町内視察の時に言われました。その時、私と当時の町議会議長の佐々木さんと激高しまして、「何を言っているのですか。この賠償は前例がないから、あなた方が決めてきたのが本来の姿ではないのですか。この賠償で我々が本当に納得しているわけではないのですよ」と言いました。やり方が無いのでこの辺でやっておきましょうと決めた我々に対する賠償を、払いすぎたという意見が原賠審の中で意見があると聞いた時には、何とも言えない言いようのない怒りを覚えました。こんなことを、被災者に寄り添って救済するためにある国の法律の専門家の集まりなのに、そうい

うことを言われたというのは、何とも言えないやりきれなさを感じました。双葉町には毎年原賠審が視察に来ています。他の自治体ではなく、今の双葉町の状況で復興と言えるのか。そして今もなお双葉町の町民は全国 42 の都道府県 340 以上の市区町村に避難している。これを一括りに賠償終了となるのは納得がいかない。原賠審にも要望書を出させていただいています、これは町としても真摯に取り組んでいきたいと思えます。

(町民：男性)

私が原賠審と話しをしたのは、何年だったか覚えていませんが、郡山会場で能見会長と双葉郡の首長とそこに知事もいらしいのですがその時に、なんで 10 万円とか中間指針とか決めたんだと聞いたら、東電が払いやすい金額にしたと言っているんです。2 年前に調べた時には、エネルギー法研究所で事故前から賠償問題について、月 10 万円と書いてあるんです。シナリオは作られていたんです。半年たったら 5 万円にするということも書いてあるんです。当時の富岡町長と議長が国に 5 万円でも結構ですからと言ったんです。私はマスコミの前で激高しまして、10 万円が続いたんですよ。伊澤町長も私の悔しさ、それを吸い取っていただいて町民の皆さまのために活かして欲しいというお願いです。

(町民：男性)

① 避難指示解除するにあたって年間 20 mSv 以下とか基準にと言われてはいますが、法律では 1 mSv しか書いていない。解除して帰られた方の個人に被害が出た場合は、どこの責任になるのでしょうか。20 mSv は安全だといった国でしょうか。それとも、それに従って、解除してしまった町なののでしょうか。その辺も考えておかないと、被害が出た時に何にも面倒見てもらえない。「帰りたいから、自己判断で帰ったのでしょ」とならないように整理してもらいたい。健康保険及び自己負担分について減免しているところです。11 月に入ってからの報道では復興庁は「他の被災者との公平性の観点から問題になっている」とのことで双葉町、大熊町は除くとなっていますが、よく見ると、東日本大震災以降の自然災害や三陸沖津波被災者は 1 年ちょっとで終わっているということなんです。原発被災者も同じなのではないでしょうか。復興庁は『他の被災者との公平性の観点から問題』と言っています。何を指しているのか『他の被災者』とは誰なのか、復興庁は何を考えているのでしょうか、聞いていただきたい。将来的にという話なら分かりますが、いまだ避難解除がされていない中で、そのようなことが議論されている。放射能が心配で他の市町村に避難されている方もいます。避難解除されたら税金もかかります、当然医療費もかかります。その様な話でいいのでしょうか。20mSV がどうしても心配で戻らない人もいるわけです。新たに作った 20mSV のために。その様に考えた時、解除されたから仕方ないとなるのでしょうか。そんなところを町としてぜひ検討してほしいと思えます。

② もともと双葉郡は 8 カ町村でした。8 カ町村で足並み揃えてやってきました。これだけ

原発事故で痛めつけられた8カ町村が、このような復興庁の意見に対して、まとまって意見が出せないのでしょうか。これも検討していただませんか。8カ町村で「他の被災者と公平性を期すため」なんてこんな表現で片付けられるような原発事故の被災ではないと思っています。今回は双葉町と大熊町は除かれたからいいのだけではなくて、8カ町村としてこの問題に取り組んでほしいと思っています。

- ③ 賠償の話です。賠償決めた時何年で戻れる想定でしたか。我々帰還困難区域は6年戻れないので1カ月10万ということになった。今、何年経過していますか。もう11年になります。この段階で、あの当初考えた精神的損害であったり、各種損害について当初の考え方でいいのでしょうか。先ほど町長も反対していると言われました。東電にも要望書ではなく要求書を出したと。ただ、要求書は出しているけれども、確実に回答はいただいていますでしょうか。是非とも、回答を取っていただきたい。町が出した要求書に対して、東電はどのような回答をするのか私は知りたいです。
- ④ 個人的な要望になります。私はこの10年間、ホールボディカウンターと尿検査の両方の内部被ばく調査をやってきました。しばらくは無かったけれど、ある年数値が出てきたんです。3年4年と家内も5年くらい経った時に数値が出てきました。今まで継続的にやっていたのですが、今年度については、発送の準備であったり取り扱ってくれる会社がなかったりで、時間的に難しいと聞きました。この後も継続してもらいたい。我々の体はあれだけ被ばくしたのですから、今後どのようになるのか分からないのです。あともう少し、小数点1つか2つ足すくらいの精度の良い感度の良い機械に換えられないでしょうか。検出限界で片付けられないように、時代も変わりましたからそのところも国や県との調整の中でやっていただきたいと思います。

(伊澤町長)

- ① 避難指示解除要件の20 mSv ですが、事実関係だけで言うと今まで避難指示解除した場所は、このルール3要件クリアしていれば解除してきたのは事実です。では、双葉町はもっとハードルを高くするのかといたら、そういうわけではなく20 mSv、空間線量率にすると3.8 μ Svですけども、その数値をどれだけ下げられるかだと思っています。解除要件は3.8 μ Sv以下ですけども、限りなくゼロに近づける努力はしていかなければならないと思っています。先ほど住民生活課長から説明させていただいた除染の効果ですが、だいたい60%前後放射線量は減衰しているのですが、著しく下げる方法は、今やっていることが限界だと思っています。ですが、人が生活することによって線量も低減していくのも事実ですし、双葉町の帰還困難区域でしばらくは戻れないだろうと言われていた地区も、空間線量率を測ってみると、当時、警戒音が鳴っていた場所も今では鳴らなくなって、空間線量率が低減している。それが安全か安全じゃないかの議論は専門的になってしまうので、判断出来る状況ではないですが、20 mSv というルールはありますが、これからも町として、限りなくゼロに近づける線量の低減は継続してやっ

く、そのために、戻る方には線量の開示をしっかりと行って皆さまにはわかっていただいたうえで、皆さまの判断で戻って来ていただくというのが考え方です。ですから、私も当然戻って、D シャトルを付けて自分の被ばくそのものをしっかりと公表できるような線量にしななければならないと思っています。

- ③ 賠償ですが、町としてこの賠償そのものに納得しているということは、まったくありません。これまでも被害が継続していると町では認識していますから、当然このままでいいという考えは持っておりません。東電への要求書の件ですが、これはしっかりとペーパーで回答を貰います。町のホームページや広報などに回答については公表させていただきます。
- ④ ホールボディーカウンターの件ですが、これは少し調べさせていただきたいと思います。もっと精度が良いのがあるのかも含めまして、良い方が良いに決まっていますから対応できるようでしたら、対応させていただきたいと思います。残りの答弁漏れと回答出来ていないことに関しては、しっかりとメモしていますので、後ほど検証させていただきたいと思います。

(町民：女性)

町民の健康増進について、広報やタブレット等で健康診断など健康について発信していただいております。町民の皆さまが健康でいられるように、もっともっとその辺を発信していただけたらと思ひまして、コロナ禍になって対面で話す機会も減っていましたが、このように集まってお声かけしたり、お顔を拝見すると嬉しいものです。皆さまも震災から10年経ちまして歳を取られていますので、健康に留意した情報発信を引続きお願いしたいと思います。

(高橋健康福祉課長)

ただ今ご要望ありました、内容の充実等含めまして、健康づくり係の保健師チームが行っておりますので、さらに内容を充実出来るように検討して、情報発信していきますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

8. 閉 会